

再 評 価 書					
事業名	市町村営地域水産物供給基盤整備事業		事業区分	おおきつ 相 差 漁 港	事業主体名 鳥羽市 農林水産課
事業概要	工 期 (下段:当初)	平成6年～平成20年	全体事業費 (下段:当初)	1,438百万円 (負担率:国:50、県:25、他:25)	
		平成6年～平成17年		1,678百万円 (負担率:国:50、県:25、他:25)	
事 業 目 的 及 び 内 容					
<p>当地区は、鳥羽市の南部に位置し83軒のホテルや旅館が建つ漁業と観光業を主産業とした、南鳥羽の中心的な地区です。当漁港の現有施設は、係留施設、輸送施設、漁港用地が不足し、また、太平洋に直接面していることから、台風の接近時には大きな波が襲来し港内及び港口付近の静穏度が非常に悪くなるため、漁船を的矢湾に避難させています。また、当漁港には船揚場がないことから漁船の修理や船底掃除などを他港で行わなければならない、多くの時間と労力が費やされています。</p> <p>そこで、これらの問題を改善するため、相 差 漁 港 改 修 事 業 として平成6年度から事業費1,678百万円で計画しました。</p> <p>平成12年度の再評価時点での事業内容は以下の通りでした。</p> <p>外郭施設 西防波堤 L=30m 沖防波堤 L=120m 護岸 L=60m 水域施設 - 3m泊地 A=2,800m² 係留施設 - 3m岸壁 L=60m 船揚場 L=30m 輸送施設 道路 L=455m 漁港施設用地 用地 A=2,400m²</p>					
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果					
1 再評価を行った理由 平成12年度に再評価実施後5年を経過し、なお継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。					
2 事業の進捗状況及び今後の見込み 平成6年度から事業に着手し、平成17年度までに西防波堤 L=30m、沖防波堤 L=87m、護岸 L=60m、- 3m泊地 A=2,800m ² 、- 3m岸壁 L=60m、道路 L=455m、用地 A=2,400m ² の整備を完了し、残事業は沖防波堤 L=33m、船揚場 L=30mとなっています。 事業の進捗は、事業費で平成17年度末までに82%完了し、残事業は18%となっています。 今後も、厳しい財政状況が続くと予想されますが、効率的な事業の計画を行い、平成20年度に全体計画を完了する予定です。					
3 事業を巡る社会経済状況の変化 (1) 漁港漁場整備法の施行による全体計画の見直し 当漁港は、第9次漁港整備長期計画(平成6年～平成12年)の中で改修事業として整備を行ってきました。 平成12年度の再評価時点では、次期長期計画を含めた平成17年度完成予定で事業継続を了承していただきました。平成14年度に漁港法の改正に伴う漁港漁場整備法の施行を受け、事業制度が再編成されたことにより、市町村営地域水産物供給基盤整備事業として整備を行っています。 総事業費は1,438百万円で平成12年度再評価時点より240百万円減額として実施しています。 全体計画は、平成12年度再評価時点と同じです。					
(2) 周辺環境の変化 平成12年度の再評価時点に比べ、地区人口は1,764人(H11)から1,667人(H15)と5年間で97人減少(約5%減)となっていますが、組合員数は321人(H11)から325人(H15)、登録漁船数は197隻(H11)から199隻(H15)と増加し、陸揚量は571トン(H11)から546トン(H15)と、僅かな減少となっています。地区人口は減少の傾向にありますが、組合員数・登録漁船数は増加し、陸揚量は平成12年度時と、ほぼ横ばいであることから、当地区の漁業の重要性は現在も高く保たれています。					

<p>(3) 財政状況の変化 今後も、厳しい財政状況が続くことが予想されますが、事業の実施に当っては効率的な事業の計画を行い、早期完成を図り平成20年度には全体計画を完了する予定です。</p>
<p>4 事業の選択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等</p> <p>4 - 1 費用対効果分析 B(総便益額) = 2,233百万円 C(総費用額) = 1,601百万円 B/C(費用便益比率) = 1.40</p> <p>4 - 2 地元の意向 地元漁協から、沖防波堤による静穏度の向上や船揚場の整備の声が寄せられており、事業の早期完了への強い要望をいただいております。</p>
<p>5 コスト縮減の可能性や代替案の可能性</p> <p>5 - 1 コスト縮減 用地埋め立てに当り、当工事の床掘及び浚渫により発生した土砂を2,500m³流用し4百万円、また、他事業で発生した残土を3,500m³流用し、6百万円のコスト縮減を図りました。他に舗装材及び基礎材として再生砕石、再生アスファルトを使用しました。</p> <p>5 - 2 代替案 現計画は、港内及び港口付近の静穏度を高めるための沖防波堤と船揚場であります。沖防波堤については航路幅を考慮し静穏度解析等により、設置箇所、工法及び延長が決定されています。また、船揚場については、国崎漁港など近くの漁港にも船揚場がないことから、当漁港には必要であり代替案はないと考えます。</p>
<p>再 評 価 の 経 緯</p>
<p>平成12年度に答申された再評価審査委員会の意見に対する対応を次のとおり行っています。 公共事業についての説明責任を果たす上で、今後の費用対効果分析資料の作成にあたっては、積算根拠を明確にすること。 平成14年に改定された費用対効果分析マニュアルに基づいて積算しており、便益根拠は年間便益額の算定説明書を添付しています。</p>
<p>事 業 主 体 の 対 応 方 針</p>
<p>三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえ再評価を行った結果、相差漁港の整備は必要であり、同要綱第5条1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。</p>